

令和3年度 ごみ減量・リサイクル推進地区懇談会 質疑応答

1. 開催日時・場所

(1) 令和4年3月18日(金) 島松公民館

①14時～ ②18時30分～

(2) 令和4年3月23日(水) 市民会館

①14時～ ②18時30分～

(3) 令和4年3月24日(木) 恵み野会館

①14時～ ②18時30分～

2. 内容

(1) 燃やせるごみ手数料改定に係るごみ袋及び差額シールの取扱いについて

(2) ごみ減量・リサイクルの取組みについて

(3) ごみ処理経費の現状・産業廃棄物処理事業特別会計の廃止等について

質疑応答

内容	回答
燃やせるごみの中に、洗濯ばさみ、滑り止めの付いた長靴など、大部分が可燃性素材であり、金属部分のあるものがありますが、燃やせるごみで問題はないのですか？	金属部分は可能な限り外してもらいたいですが、すべてを細かく取り除くのは困難ですので、取り外れる場合は取り外していただき、取り外せない場合は少量であればあれば燃やせるごみとして出してください。
社会福祉協議会で集めているペットボトルキャップはどのようにリサイクルされていますか？	業者へ運んだペットボトルキャップは、プラスチックでできている生活用品やフィルム等の材料の一部として再利用されているとのことです。(参照:「社協だより」社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会)
ごみ処理について、学校で授業は行われていますか？	恵庭市では小学校4年生でごみの処理について授業を行っています。副読本を活用し、写真などを掲載して学習してもらっています。 また、施設への社会科見学を通して子どもたちに説明しています。

<p>40Lの燃やせないごみ袋に不燃性かつ棒状のものが半分以上収まっている場合の収集は継続しますか？</p>	<p>変更はありません。燃やせないごみ袋の40Lに限り、袋からはみ出している半分以上袋の中に入っていれば収集します。</p>
<p>生ごみを排出する際のポリ袋の使い方はどのようになっていますか？</p>	<p>生ごみを排出する際に重要なことは、水を切り、乾かすことであり、生ごみの悪臭を減らし、減量化する事にもつながります。 水切り用として、ビニール製ネットや薄手のビニール袋に入れて排出することは可能です。ただし、ジッパー付きなどの厚手のビニール袋や、紙製のものは機械で破袋することができませんのでご使用できないようになっています。</p>
<p>紙製の箱に入れて販売されているポリ袋は燃やせるごみですか？</p>	<p>プラマークのある商品は、製造者や販売者がリサイクル費用を負担しています。そのためリサイクルする協会に引き渡すと、市として負担すべき費用の範囲内でリサイクルすることができるものになります。 一方、プラマークが付いていない商品は製造者や販売者がリサイクルに関するコストを負担していないものになりますので、市の収集に出す際は、プラマークのあるものは資源物、ないものは燃やせるごみに排出してください。</p>
<p>P48 一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を受け入れるメリット②の分別コストが抑えられるとはどういうことですか？</p>	<p>産業廃棄物を20種類に分類して排出することは、小規模事業者にとって大きな負担となります。燃やせるもの燃やせないものに分類し、それぞれ焼却施設とごみ処理場に搬入してもらうことで分別コストの減少に繋がると考えています。 また、廃棄物の処理手数料は、事業系一般廃棄物は排出者が2/3負担、産業廃棄物が全額負担となっており、事業系一般廃棄物の方が産業廃棄物よりも安く設定されています。そのため、事業者の方にとって、分別するだけ手数料が安くなる仕組みになっているということです。</p>